

具体的取組評価結果に対する意見書等について

1 行政経営改革プランの取組内容の確認方法

資料6「具体的取組評価結果票（令和7年度分）」をご確認ください。

具体的取組評価結果票の、各取組み（全31件）について、取組概要、改革工程、実施内容、取組担当課の評価をご確認ください。

2 意見書について

各委員の方は、委員の経験、知識等から取組内容や担当課の評価について、幅広くご意見を賜りますようお願いいたします。ご意見を頂ける機会は今回で最後となりますので、今後に向けて取組担当課の事業推進の背中を押すご意見をお願いいたします。

意見書でいただいた意見は、報告書に記載させていただきます。なお、意見に対する回答はいたしませんので、回答が必要な事項については、質問書に記載をお願いいたします。

ご意見については、『具体的取組評価結果意見書（令和7年度分）』（以下、「意見書」という。）にご記入いただきご提出ください。

- (1) すべての取組（31件）について、ご意見の有無を確認させていただきます。「ご意見」欄にチェックをしてください。
- (2) ご意見がある取組については、「意見記入欄」に取組Noを記入し、意見をご記入ください。
- (3) ご意見をいただくにあたり、次の点を参考にしてください。
 - 進捗度、目標指標評価、総合評価について
 - ・目標値に対する目標指標評価が適しているか。
 - ・進捗度、目標指標評価、実施内容を含め総合評価が適しているか。
 - 実施内容について
 - ・目的、目標指標の達成に向けた実施内容が適しているか。
 - ・実施内容に対するご意見、アドバイスなど。

3 質問書について

各取組に対する質問がある場合は、『具体的取組評価結果質問書』（以下、「質問書」という。）にご記入ください。

4 意見書等の提出について

ご入力いただいた「意見書」及び「質問書」は、メールまたは書面で期日までに行政課へご提出ください。

メールアドレス：gyosei@city.toyokawa.lg.jp

【提出締め切り】

令和8年7月30日（木）まで

5 意見書等の取り扱いについて

いただいた意見等を行政課から取組担当課に伝えます。

取組担当課は、審議会の委員からの意見等を令和8年度取組中の事業への反映を検討します。また、令和9年度に取組む事業の予算要求への反映について検討を行います。

次回の審議会（8月25日）にて、ご意見のあった取組について説明をします。